

<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合</p>	<p>今回の契約が左に該当すること等の説明</p>
<p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。</p>	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <p>本契約は、下水汚泥分野において既存乾燥設備を前提とした効率化手法として実績のあるアクリル酸ブチル系乾燥促進剤を、性状の異なる牛ふん堆肥へ適用する点に特殊性を有するものである。</p> <p>また、乾燥コスト削減を図るためには、乾燥機における実証結果のみならず、堆肥製造段階において含水率を速やかに低下させる手法を含め、乾燥工程全体としての効率化及びコスト低減の可能性を評価することが重要である。</p> <p>以上のとおり、本契約は、現行設備を前提とした実装可能な改善策を提案することを目的としており、乾燥試験にとどまらず、工程全体を対象とする点において特殊性が認められる。</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>アクリル酸ブチル系乾燥促進剤を乾燥工程に適用するためには、高含水有機物の乾燥工程において有効に機能させるための条件設定や適用方法に関する知見を必要とし、そのような体系的な知見を有している者は、国立大学法人東海国立大学機構（以下「大学機構」という。）及びその共同研究者に限られている。</p> <p>また、本契約では堆肥製造段階での改善策も検討対象としていることから、牛ふん及び堆肥製造に関する畜産分野の専門的知見が必要である。併せて、改善策の検討に当たっては、県内における牛ふん堆肥の製造実態を踏まえることが不可欠であり、地域の畜産及び堆肥化の状況に精通していることが重要である。大学機構は、応用生物科学部を有し、県内の牛ふん堆肥の製造実態を踏まえた検討を行うことができる体制を備えている。</p> <p>加えて、乾燥促進剤の効果は、乾燥機の設備構成、運転方式などと密接に関係しており、実装可能な改善策を提案するためには、乾燥装置や熱利用に関する熱工学的知見も必要となる。大学機構は、工学系分野において乾燥工学や熱工学を基盤とした研究実績を有しており、畜産分野と横断的に結び付けた検討が可能である。</p> <p>さらに、本契約では乾燥機の実機を用いた試験を実施することから、試験に起因して機械の不具合等が生じた場合において、速やかに現地（下呂市）で対応できる体制が求められる。</p> <p>以上のとおり、本契約を遂行するためには、①アクリル酸ブチル系乾燥促進剤を乾燥工程へ適用するための体系的知見、②堆肥製造段階を含む畜産分野の専門的知見及び県内の牛ふん堆肥の製造実態に精通している体制、③乾燥設備や熱工学に関する知見、④実機試験に起因する不具合等が生じた場合に迅速に対応できる体制を総合的に備えていることが求められる。これら複数分野にわたる専門的知見及び研究体制を併せ持つ機関は大学機構以外にない。</p>